

毎週月・水・金曜日発

富山県報

令和元年6月26日

水曜日

第4512号

目次

公 告

- 令和2年度富山県立総合衛生学院学生の募集 1
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請 3
- 富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

公 告

令和2年度富山県立総合衛生学院学生の募集

令和2年度富山県立総合衛生学院学生を次のとおり募集する。

令和元年6月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 募集定員

- (1) 保健学科 25名（一般入試16名程度、学校推薦入試7名程度、社会人入試2名程度）
- (2) 助産学科 15名（一般入試8名程度、県内学校推薦入試5名程度、県内病院等推薦入試2名程度）

2 試験の日時及び場所

(1) 推薦による場合及び社会人の場合

学科	区 分	日 時	場 所
保健	筆記試験 及び	令和元年10月18日（金） 午前9時から	富山市西長江二丁目2番 78号
		令和元年10月18日（金） 午後1時30分から	
助産	面接試験	令和元年10月18日（金） 午後1時30分から	富山県立総合衛生学院

(2) 一般の場合

学科	区分	日時	場所
保健	筆記試験	令和2年1月7日(火) 午前10時50分から	富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館
	面接試験	令和2年1月8日(水) 午前10時から	
助産	筆記試験	令和2年1月9日(木) 午前10時50分から	
	面接試験	令和2年1月10日(金) 午前10時から	

3 出願手続

(1) 推薦による場合及び社会人の場合

令和元年9月17日(火)から令和元年9月26日(木)まで期間内必着で出願書類を富山県立総合衛生学院に郵送すること。

(2) 一般の場合

令和元年11月27日(水)から令和元年12月5日(木)まで期間内必着で出願書類を富山県立総合衛生学院に郵送すること。

4 合格発表

(1) 日時

試験区分	保健学科	助産学科
推薦による場合及び社会人の場合	令和元年11月21日(木)午後2時(予定)	
一般の場合	令和2年2月17日(月)午後2時(予定)	

(2) 方法

合格者へ合格通知を郵送する。併せて合格者の受験番号を富山県立総合衛生学院玄関前に掲示するとともに、富山県ホームページに掲載する。

5 その他

詳細については、富山県立総合衛生学院(電話076-424-6551)に問い合わせること。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年6月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
令和元年5月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かようまいけ
- 3 代表者の氏名
得永 忠雄
- 4 主たる事務所の所在地
富山県南砺市高儀2番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者と生活弱者（障がい者・子供）に対して、配食や見守り、コミュニティカフェ、声掛け、交流サロン、家事援助、介護者支援、外出支援、食材配達、移動販売、権利擁護、安否確認、安全確保に関する事業を行い、社会参加の場を提供し、地域住民と高齢者・生活弱者が協働で役割を持つことにより、生きがいや介護・疾病予防、安全・安心確保に寄与することを目的とする。

富山県の物品等調達に係る条件付き一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和元年6月26日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品等の名称及び数量

OA事務系職業訓練用コンピューターシステム更新 一式

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和元年9月1日から令和6年8月31日まで（60箇月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている者であること。

(3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿にAの者として掲載されている者であること。

3 競争入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。

4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先
(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-0916 富山市向新庄町1丁目14番48号

富山県技術専門学院企画管理課管理班

電話 076-451-8802 (直通)

- (2) 入札参加申込書及び入札説明書等に定める書類の提出期限
公告の日から令和元年7月10日(水)午後5時15分まで
ただし、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)に4の(1)の担当部署に提出すること。

- (3) 入札説明書等の配布

公告の日から令和元年7月9日(火)午後5時15分まで

4の(1)の場所において希望者に無料で交付する。

ただし、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)とする。

5 入札・開札の日時、場所

- (1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和元年7月19日(金) 午後2時00分

イ 場所 〒930-0916 富山市向新庄町1丁目14番48号

富山県技術専門学院 本館2階 会議室

- (2) 郵便による入札書の提出を行う者は、郵便書留により、令和元年7月18日(木)午後5時15分までに4(1)の公告に関する事務を担当する室課に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を

加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者（富山県技術専門学院出納員）に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。

(5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5(1)に記載す

る日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。

- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
-

